# 鳥取城調査研究年報

## 第18号

2025.3

鳥取市教育委員会

鳥取城調査研究年報　第18号

二〇二五　鳥取市教育委員会

# 鳥取城調査研究年報
# 第18号

# 例　言

１．本年報は、令和６年度の史跡鳥取城跡附太閤ヶ平にかかわる調査研究成果の報告書である。

２．本書の編集は、坂田邦彦（鳥取市教育委員会文化財課文化財専門員）が担当した。

# 目　次

【報告１】

藤堂高虎と二人の正室久芳院と松寿院　　谷 本 進

１．はじめに …… 1

２．久芳院と垣屋越前守 …… 1

３．松寿院と宮部継潤 …… 3

４．松寿院と藤堂高虎 …… 4

５．おわりに …… 5

史料 …… ６～９

【報告２】

宝隆院庭園における３Ｄ測量検討レポート　　狩 野 芳 子

はじめに …… 11

１．本トライアル測量の背景 …… 11

２．実施内容 …… 11

３．当日立ち会いの関係者コメント …… 13

４．データの取り扱いについての検討 …… 14

【報告３】

『庫中隠見録』の「東照宮御勧請御祭礼」記事　　佐 々 木 孝 文

一．東照宮別当寺院大雲院所蔵の『庫中隠見録』について …… 1

二．『因幡民談』との「東照宮御勧請御祭礼」記事の比較 …… 1

三．本文の比較 …… 2

四．終わりに …… 12

【報告１】

# 藤堂高虎と二人の正室久芳院と松寿院

谷　本　進（養父市教育委員会歴史文化財課）

## １．はじめに

天正５年から天正９年にかけて但馬の城郭と羽柴秀吉と羽柴秀長等による但馬攻めについて、西尾孝昌氏は但馬の山城を現地調査して図化し、但馬地域の３市２町と連携して多くの調査報告書を発刊している[1]。報告では一次史料に加えて、『公室年譜略』（安永３年1774）・『高山公実録』（嘉永３年～安政元年1850～1854）・『増補七美郡誌』（明治39年1906）・『校補但馬考』（大正11年1922）等を基に小代一揆等の動向を踏まえながら城郭の果たした歴史的な役割を検討している。天正９年10月の鳥取城主吉川経家の切腹まで、播磨国・但馬国・因幡国が織田信長方（羽柴秀長・羽柴秀吉）に対する毛利輝元方（吉川元春）との境目の戦争が展開した。また、天正９年の鳥取城攻めをめぐる研究は鳥取県の研究者等により一次史料に基づいた研究が進展している[2]。

天正９年７月には羽柴秀吉が自ら出陣して但馬北西部の反織田勢力の拠点である小代一揆が立て籠った城山城（兵庫県美方郡香美町小代区忠宮）を攻め、撫で切り生け捕り磔にした。藤堂高虎は天正５年から天正９年にかけて大屋加保村（兵庫県養父市大屋町加保）を拠点に小代一揆と戦った。鳥取城攻めに至る但馬の戦闘については一連の研究に譲り、学問的には注目されにくい藤堂高虎の正室の久芳院と継室となった松寿院の姻戚関係を紹介する。

藤堂高虎は、弘治２年（1556）近江国犬上郡甲良庄（現・滋賀県犬上郡甲良町）において誕生する。『寛政重修諸家譜』[3]等によると、15歳で浅井長政に仕えて姉川の合戦に初陣する。その後、織田信澄に仕えた後、天正４年（1576）21歳で羽柴秀長に300石で仕える。天正８年１月三木城合戦では加古六郎右衛門を打ち取った。但馬国の小代一では富安丹後を打ち取り、天正９年3,000石を加増される。天正11年４月柴田勝家と戦った賤ヶ岳合戦の後には2,000石を加増され、天正13年の羽柴秀吉の紀州攻めに従軍した。その後、羽柴秀長から紀伊国粉河城主に任じられ１万石を与えられた。寛永７年（1630）10月５日75歳で卒し高山道堅寒松院と号し、津藩32万５千石の藩祖となった。室は長越前守連久が娘である。

## ２．久芳院と垣屋越前守

『高山公実録』[4]によると藤堂高虎は、天正９年（1581）10月の鳥取城落城の後、主君の羽柴秀長から3,300石の領地を受け、館（陣屋）がある但馬国養父郡大屋の加保村で、加保城主の栃尾加賀守祐善の媒酌によって、但馬国美含郡中野村（兵庫県香美町香住区中野）の一色修理大夫義秀の娘と結婚した。この人が久芳院であり、慶長20年伊勢国津で逝去し四天王寺に葬られた。藤堂高虎は久芳院の縁によって、一色紀伊守秀勝の子である南禅寺の以心崇伝と入魂であったという。天正９年丹後国弓木城（京都府与謝野町岩滝）主である丹後守護一色氏の一族と思われるが関係を示す伝承はない。羽柴秀長の侍大将となった藤堂高虎が軍事力を持たない一色義秀の娘（久芳院）と姻戚関係を結ぶことになった背景には謎が多い。

三重大学歴史研究会が調査した『藤堂御家家譜并雑書』[5]には藤堂高虎の妻に関する記事がある。史料は家譜や家伝という性格を持つため取り扱いは難しいが、久芳院の母は仙石越前守の娘とされ、子孫は「中野村に大きなる郷士有之、一色治部と申、只今ハ、出石城主仙石越前守殿大庄屋の頭役に治部、被申付候」とある。久芳院の母は仙石越前守の娘としながら、領主も仙石越前守とすることは不自然である。天正９年以前の但馬国で越前守を称する武将は垣屋越前守が知られるが仙石越前守は存在しないの

第1図　『藤堂御家譜并雑書』

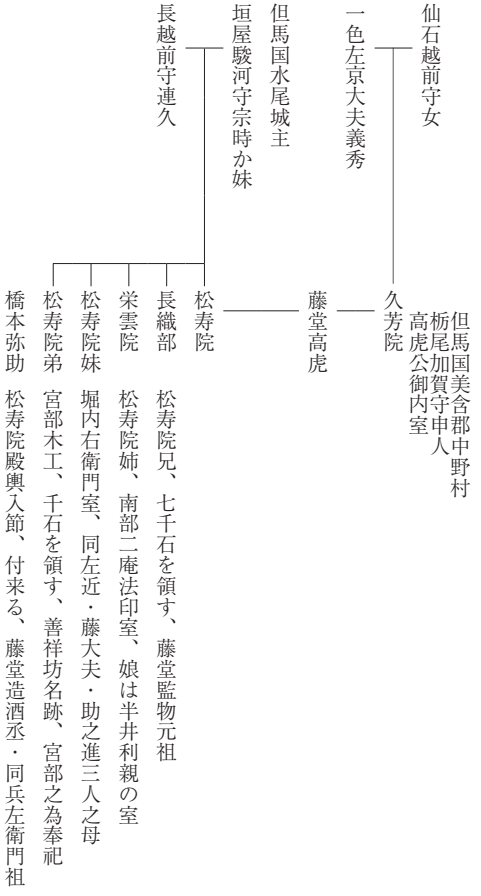


第2図　『垣屋系図』宿南保氏（『養父町史第一巻』）に追記

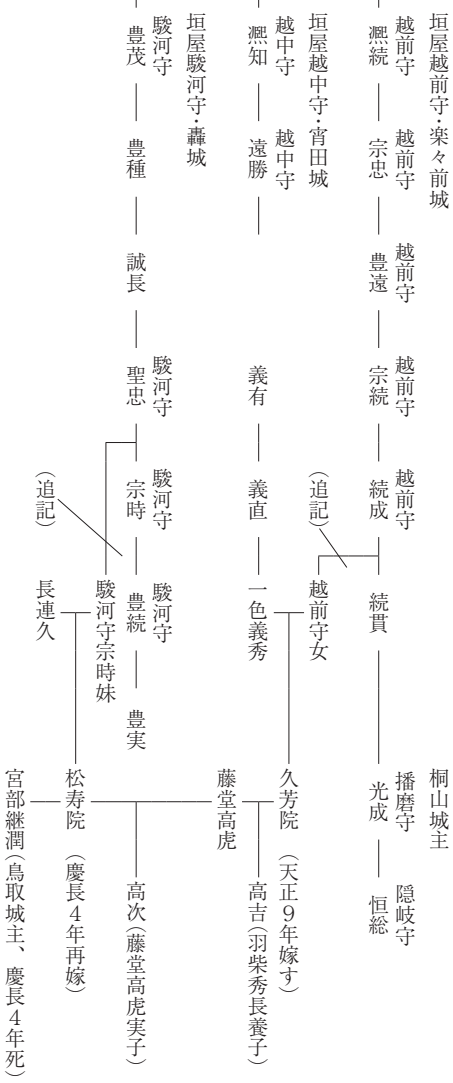


で、出石城主仙石越前守から連想した誤記であり、垣屋越前守に置き換えて検討する（第1図）。

久芳院は『高山公実録』では「慶長廿乙卯年八月廿日に津にて御逝去四天王寺へ葬る」と記録されており、天正9年（1581）から慶長20年（1615）まで高虎を31年間支えた正室である。

『養父町史』第1巻で宿南保氏は垣屋系図を検討し、垣屋氏は越前守家・越中守家・駿河守家の三家に分流したと指摘する[6]。天正5年（1577）から天正8年5月にかけて垣屋播磨守光成は楽々前城主（越前守家・豊岡市日高町佐田）として織田方に属し、垣屋駿河守豊続は轟城主（駿河守家・豊岡市竹野町轟）として毛利方の中核を担った。播磨三木城の戦いにおいて、織田方に属した別所重宗と毛利方の三木城主別所長治が一族を分断して戦う関係に近い。別所重宗は福島正則の姉を妻としたことから織田方に与して甥の長治と戦った。

この時期の垣屋越前守家は続成（越前守）・続貫（不明）・光成（播磨守）と続く。久芳院の母は垣屋越前守の娘と考えると父は垣屋越前守続成となる。垣屋光成（平右衛門）は天正8年6月羽柴秀吉から因幡国岩常城（鳥取県岩美郡岩美町岩常）の在番を命じられ、天正9年11月14日、因幡国巨濃郡で1万石を与えられた。垣屋光成と久芳院は従妹にあたる。養父町史第1巻『垣屋系図』に『藤堂家御家譜并雑書』の記事を追記した系図が第2図である。

垣屋越前守家は但馬守護山名氏の守護代家として活躍した家系であり、藤堂高虎が垣屋氏と結びつく

ことは但馬支配の安定化に有効である。さらに天正８年６月から天正９年11月の美含郡は宮部継潤の所領であった。久芳院は美含郡中野村に住んでいたことから、美含郡を支配した宮部継潤と垣屋豊続が介在した可能性は高い。史料的な裏付けはないが状況から久芳院の母は仙石越前守ではなく垣屋越前守と推定した。

## ３．松寿院と宮部継潤

『寛政重修諸家譜』では藤堂高虎の正室は長越前守連久の娘（松寿院）であり、高虎と松寿院の間に生まれた高次・高重・女子（蒲生忠郷の室）の３人が記されるが、一方で久芳院の存在は表に出てこない（第３図）。そして松寿院は宮部継潤と結婚して、死別した後に高虎に再嫁したものである。

『藤堂御家家譜并雑書』では「松寿院殿御父ハ長越前守連久也、母ハ但馬国水尾城主垣屋駿河守平宗時か妹也、御兄を長織部と号、高虎公に仕て七千石を領す、藤堂監物元祖也」と書かれている。

長越前守連久は但馬国美含郡訓谷村の林甫城（兵庫県香美町香住区訓谷）主である。長氏の一族は貞享５年（1366）から応安５年（1370）まで但馬守護を務め、「長越前守」「長道全」「長伊豆入道」の人名が確認される。長氏は室町幕府の「奉公衆」であり但馬守護山名家の被官ではないとされる[7]。

松寿院の父である長越前守連久は、天正６年４月18日に水生古城（兵庫県豊岡市日高町上石）の戦いに出陣する。山鹿素行の『武家事紀』では、垣屋駿河守が三千の兵を率いて水尾に出て陣を張り、長某は垣屋駿河守豊続に属して七百余を率いて出陣し討ち死にしたが、垣屋は羽柴方の宵田城の城督伊藤与三右衛門を討ち果たして勝利したという[8]。

『藤堂御家譜并雑記』では松寿院の母を但馬国水尾城主垣屋駿河守平宗時の妹と記すが、宿南保氏の垣屋系図では垣屋駿河守宗時は轟城主であり、垣屋豊続の父にあたる。つまり、垣屋豊続は叔父である長越前守連久と水生古城の戦いを戦ったことから、但馬国水尾城主と伝承されたのであろう。

『校補但馬考』[9]では長越前守連久を長越前守高連とし、垣屋駿河守に属して水生古城で戦い、後に山城国に赴くとする。『公室年譜略』[10]では連久は後に高連と改名したという。一次資料で長越前守は確認できないが『垣屋文書』[11]では長弥次郎と垣屋兵部丞の名前が認められる。

天正８年６月垣屋豊続が宮部継潤の与力になることで、宮部継潤に松寿院が輿入れする機会が生じる。宮部継潤と松寿院の結婚は、但馬水軍を束ねる垣屋豊続を家臣に組み込むことになる。『高山公実録』では松樹院は永禄８年（1565）生まれ、宮部継潤は不明ながら一説には享禄元年（1528）という[12]。天正９年（1581）松樹院は16歳、継潤は53歳前後と考えると、松樹院は垣屋豊続の従妹として宮部継潤の側室に差し出されたことになる。

『垣屋文書』によると、天正８年６月８日、羽柴秀吉から宮部継潤に但馬国美含郡（豊岡市竹野町・香美町香住区）が与えられ、羽柴秀吉から垣屋豊続にはその内の2,000石が与えられた。天正８年６月23日、宮部継潤は垣屋豊続に合力として1,000石を与えている。時代は降るが但馬国天保郷帳によると但馬国美含郡は11,628石５斗９合であり、3,000石が垣屋豊続で、8,000石程度が宮部継潤の知行となる。垣屋豊続は秀吉の直臣として、宮部継潤の与力に付けられた。

垣屋豊続は天正８年５月まで毛利方の中核となる武将として活躍し、同年６月からは一転して但馬水軍を率いて羽柴秀吉に属して鳥取城攻めで活躍する。豊続の従妹にあたる松寿院が宮部継潤の側室となった背景は、宮部継潤が垣屋豊続の率いる但馬水軍を掌握するためであろう。さらに但馬国美含郡には長氏の林甫城と垣屋豊続の轟城があり、宮部継潤が長氏や垣屋氏と結び付くことは領地支配の上で有効であった。その一方で、垣屋光成は松寿院を通じて宮部継潤の一族となることで身分が安定した。

以上のよう情勢からみて、天正９年から天正10年４月の備中高松城の戦いまでに宮部継潤と松寿院は結婚したのであろう。

第3図　『寛政重修諸家譜巻第九百』　藤原氏支流藤堂

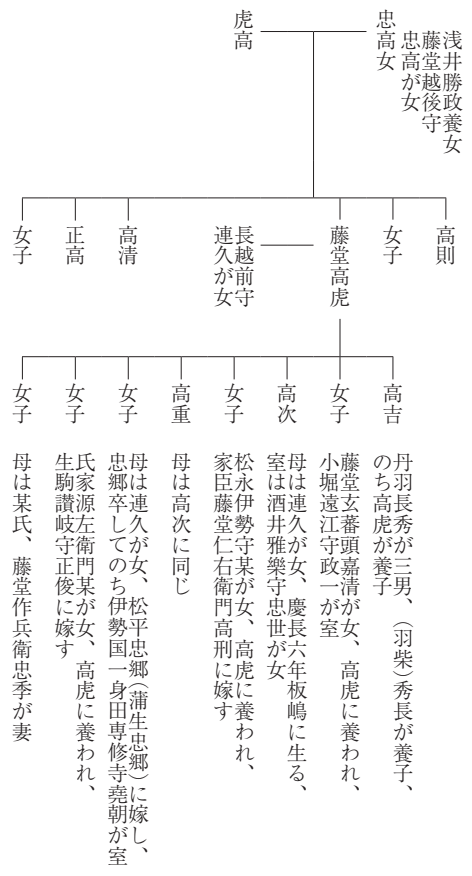


第4図　『藤堂高虎関係略系図』　藤田達生氏作成

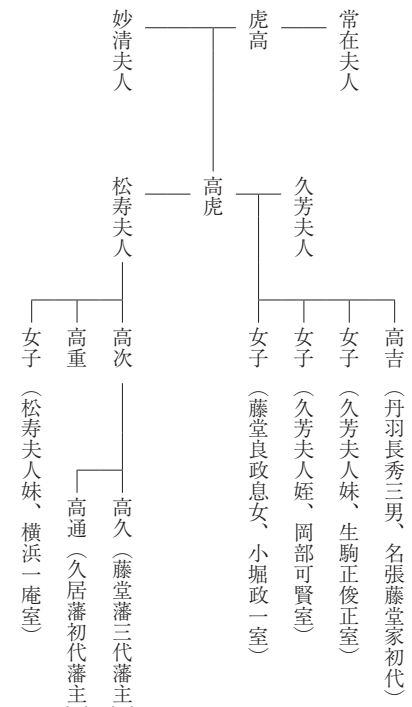


## 4．松寿院と藤堂高虎

慶長４年３月宮部継潤は逝去し、宮部継潤と死別した松寿院は慶長４年９月に藤堂高虎に再嫁する。この時に松寿院は藤堂家の大坂屋敷に入った。高虎は弘治２年（1556）生まれ、松寿院は永禄18年（1565）生まれで高虎が９歳年長となる。そして慶長６年９月11日板島城（愛媛県宇和島市和霊町）で松寿院から藤堂高次が生まれる。豊臣氏奉行人として豊臣政権を支えた宮部継潤の死から再嫁まで半年である。

『高山公実録』は久芳院に実子ができないため松樹院を娶ったとする。しかし、慶長３年８月に豊臣秀吉が死に、慶長４年１月には徳川家康と伊達政宗・加藤清正・福島正則・蜂須賀正勝との間で婚姻の約束が豊臣秀吉の遺命に背いて進められる。このような激動の時期に松寿院は藤堂高虎に再嫁する[13]。松寿院の再嫁は、宮部長熙（宮部継潤の養子）が藤堂高虎を通じて徳川家康へ誼を通じる人質にもなる。慶長５年９月の関が原の戦いで宮部長熙は徳川家康に属したが失策により捕らえられて南部藩に配流となった。

豊臣秀吉の死によって徳川家康への政権が移ることによって藤堂高虎の状況は変化する。藤田達生氏作成の「藤堂高虎関係略系図」（第４図）[14]をみると、久芳院は高吉の他に３人の女子を養子とする。藤堂高吉は羽柴秀長の養子から高虎の養子に入り、高虎の後継者であった。しかし慶長６年高次が生まれると後継者は高吉から高次へと変化し、松寿院は藩主の生母となった。

『藤堂御家譜并雑書』や『公室年譜略』は、松寿院の兄である長織部連房は前田利長に仕えていたが、慶長10年藤堂高虎に1,500石で招かれ、後に7,000石を領する藤堂監物となる。松寿院の弟の宮部木工は宮部継潤の養子であった。松寿院の願いにより藤堂高虎は1,000石を与えて宮部継潤の名跡を継がせている。長織部連房と同じ慶長10年前後に仕官したと考える。天正20年頃作成の『宮部家中書上』に垣屋駿河5,000石、宮部木工3,000石と記録される。垣屋豊続も宮部木工も宮部継潤の重臣となっている。

## 5．おわりに

三重大学歴史研究会が平成20年に発刊した『ふひと別冊史料』に久芳院と松寿院の史料紹介が掲載され、『校補但馬考』では長越前守高連の二女が藤堂高虎の継室となって藤堂高次を産み後に松寿院と称したとある。『寛政重修諸家譜』には久芳院の記述がないが、藤堂高虎は大屋加保で栃尾祐善の媒酌によって久芳院と結婚したと伝わる[15]。『高山公実録』や『公室年譜略』をみながら謎が多い藤堂高虎と結婚した但馬出身の二人の正室を紹介した。

天正10年の宮部継潤と藤堂高虎が置かれた状況を考えると、宮部継潤と松樹院、藤堂高虎と久芳院は、天正９年の鳥取城攻めが終わった後に因幡国や但馬国の支配を安定させ、鳥取城から日本海を西に進み吉川元春や毛利輝元の首をとるために姻戚関係を結び家臣団を強化したと結論づける。

註

1　西尾孝昌氏の代表的な城郭調査報告書には次のものがある。『香美町の城郭集成』　2015年３月　香美町教育委員会。『但馬国新温泉町の城郭集成』　2017年３月　新温泉町教育委員会。『豊岡市の城郭集成Ⅰ』－竹野町・城崎町・旧豊岡市－2012年３月　豊岡市教育委員会。『豊岡市の城郭集成Ⅱ』－日高町・出石町・但東町－2013年３月　豊岡市教育委員会。『図説養父市城郭事典』　2010年３月　養父市教育委員会

2　『織田VS毛利』－鳥取をめぐる攻防－鳥取県史ブックレット１　2007年６月　鳥取県。伊藤康晴編集『天正九年鳥取城をめぐる戦い』－毛利・織田戦争と戦国武将・吉川経家－2005年10月　鳥取市歴史博物館。『新鳥取県史』資料編、古代中世１古文書編下　2015年３月　鳥取県。中井均編『鳥取城』山陰名城叢書３　2022年３月　ハーベスト出版。高橋成計『毛利・織田戦争と城郭』　2024年８月　ハーベスト出版

3　「寛政重修諸家譜第九百　藤原氏支流藤堂」『新訂寛政重修諸家譜』第十四　1965年８月　株式会社続群書類従完成会

4　『高山公実録』＜藤堂高虎伝記＞上巻、清文堂史料叢書第98刊　1988年４月　清文堂出版株式会社

5　「藤堂家譜并雑書」(補遺)、『ふひと別冊資料編』　2008年１月　三重大学歴史研究会、58～59頁。

6　宿南保「第三節　山名氏の盛衰」『養父町史第1巻』　1990年３月　兵庫県養父郡養父町、446頁～456。

7　西尾孝昌「林甫城(所在：香美町香住区訓谷字輪峯)」『香美町の城郭集成』2015年３月　香美町教育委員会。長氏の居城である林甫城は香美町香住区訓谷の佐津川の右岸、日本海を望む標高148.7mに位置する。城郭の規模は東西約71m、南北約300mを図り、集落との比高は約140mある。北西方向を望む尾根の先端部にある主郭は東西約20m、南北約41mあり、城内で最大の曲輪である。後方の尾根筋は竪堀・堀切を掘って遮断する。主郭の東斜面に竪堀を一本入れる。畝状竪堀群を持たない地味な山城である。山裾には長さ120m、幅10mから20mを測る居館跡が残る。

8　『武家事記』は『日高町史』上巻の引用。「秀吉播州をこえて、但馬征伐の時、山名老臣、垣屋駿河守、但馬に在国す、これによって、垣屋三千の兵を率し、水尾に出て陣を張る。先陣は長の某七百余、二陣に垣屋孫三郎に徳吉・安長という両家老が相加わる。(略)寄手は、伊藤与三右衛門三千ばかりにて押し寄せ、宮部はわすが五六百ばかりにて押し寄す。(略)垣屋先手長戦死す。伊藤つづいて相かかる。孫三郎が備え堅く守り、力戦して、伊藤ついで安長にうたれ、兵士悉く敗軍し、その日の戦はやみぬ。その後数回の対陣に、垣屋ついに秀吉の陣に降して、但馬平定す。世に水尾合戦という。但馬は美濃守秀長に賜る。宮部三万石を賜り、垣屋これが与力たり。」

9　桜井勉「長九郎左衛門」592～596頁、「長氏諸女」636～637頁、『校補但馬考』　1922年７月　私立但馬連合教育会、昭和48年６月　株式会社臨川書店、復刻版

10　『公室年譜略』－藤堂藩初期史料－、清文堂史料叢書第109刊　2002年７月　清文堂出版株式会社

11　「垣屋文書、９宗光連署状・11羽柴秀吉知行宛行状・12宮部継潤知行宛行状」『兵庫県史』史料編、中世九古代補遺　1997年３月　兵庫県

12　阿部猛・西村恵子編集「宮部継潤」『戦国人名事典コンパクト版』1990年９月　新人物往来社

13　慶長４年の松寿院の藤堂高虎の再嫁は、宮部継潤の死後約半年という短期間であり、宮部長熙と藤堂高虎が合意した上での関係強化の証であろう。

14　藤田達生「序章藤堂高虎と初期藩政史研究」藤堂高虎関係略系図、６頁。『藤堂藩の研究』論考編　2009年３月　清文堂出版株式会社

15　才下正義「第４節　但馬における藤堂高虎」『図説養父市城郭事典』　2010年３月　養父市教育委員会。西尾孝昌「第四節　秀吉の但馬平定と大屋」『大屋町史』通史編　2010年３月　養父市

〈史料〉

1、『藤堂御家譜并雑記（三）』

雑記

一、久芳院殿御墓勢陽四天王禅寺に有之、御墓料百石御寄附也、但し予州より引移し給ふ也、御父ハ一色氏、御母ハ仙石越前守御女也、

一、一色京大夫義有〔龍勝寺と号〕同修理大夫義直〔長源院殿と号〕同左京大夫義秀　女高虎公御内室也〔久芳院は栃尾加賀守申人也と云、〕

右一色家于今但馬国美含中野村に一色治部と云う者有之也、

一、松寿院殿御父ハ長越前守連久也、母ハ但馬国水尾城主垣屋駿河守平宗時か妹也、御兄を長織部と号、高虎公に仕て七千石を領す、藤堂監物元祖也、

一、松寿院殿御姉君南部二安法印室栄雲院と号、娘あり、半井右衛門佐従五位下利親の室と成、息半井驢庵瑞寿の母也、

一、松寿院殿御妹、熊野新宮堀内右衛門室、同左近・藤大夫・助之進三人之母也、

一、松寿院殿御弟、宮部杢高虎公に仕て千石を領す、善祥坊名跡也、但し松寿院殿御願、宮部之為奉祀と云、

一、松寿院殿御入輿之節、長家之一家を長次郎右衛門付添可参筈之処、次郎右衛門申し候ハ、嫡子統二へ随侍可仕身として、今宜しき事有之候共、息女御供仕、他家へ不可参とて不行、二家郎橋本弥助付来る、是故藤堂造酒丞・同兵左衛門祖也、次郎右衛門か子孫今に藤堂監物家に有也、

2、高山公実録巻之二

此歳公一色修理大夫の女を娶り給ふ後久芳夫人と申奉るハ是御事なり〔栃尾右門家乗〕御縁組も源左衛門〔栃尾善次原註〕

御取持申上但馬美含郡中野の一色修理大夫殿の御息女様御迎被遊加賀守屋敷にて御婚礼御調被遊因州備中へ御越の刻御奥様ハ加賀守へ御預け置被成候よし白雲様も三年余被成御座候由

〔秘覚集〕御奥様栃尾善次中人仕但馬国美含郡中野村一色修理大夫義直卿の御息女を御むかへ加賀守宅にて御婚礼御調西国筋御出陣の中ハ加賀守預り居中候て紀州古川へ送り申候由伊予へ御国替伊勢へ御国替まても御機嫌能被成御座梶田久左衛門祖母なと相勤居申たる由久左衛門咄承之慶長廿乙卯年八月廿日に津にて御逝去四天王寺へ葬る久芳院殿桂月貞昌大禅定尼依之四天王寺に二十人扶持附大通院様御代に知行百石被成下候由但馬国加保山法花寺目蓮宗此寺三百六七十年に成古跡代代常紫衣上人住職す栃尾家の菩提寺にて身延直末の処今ハ京妙伝寺預り末寺なり于今不相替田舎珍敷能寺なり古き過去帳に左の通

七月九日　　年号不見

一色左京大夫殿竜勝寺義有朝臣

十九日　　年号月不見

一色修理大夫殿義直朝臣長源院殿

五月廿九日　年号不見

一色左京大夫殿義秀朝臣

右の通記有之中野村よりハ此寺十里計りも有之故久芳院殿暫く加貿守宅に被成御座候中御先祖の戒名を過去帳に御記置寺詣なと被成候事哉或時南禅寺捻録金地院の宗達長老御申候ハ大坂陣の砌当山伝長老と高虎公人魂有之子細存候哉との儀故其段不存候由申候得ハ高虎公の御簾中ハ一色家にて一色右京大夫と申摂州八尾に居申伝長老兄弟此右京一色修理大夫と高虎公ハ近き縁者故別魂に有之候と御物語にて承之右の達長老は木下肥後守殿御舎弟なり一色左京大夫殿は京都将軍時代ハ大名と相見え山名宗全方にて度度一色家の事記有之後家潰れ浪々と成中

野村に住居候歟于今修理大夫殿末孫の由中野村に大きなる郷士有之一色治部と申只今ハ出石城主仙石越前守殿大庄屋の頭役に治部被申付候由右ハ栃尾易三書記の写なり

〔謹按〕久芳夫人の御事を一色修理大夫義直の女と云るハ時代違へり義直ハ応仁記等に見え尊卑分脉に義範の子とす夫人の御父祖子孫にて先祖の称号に依て修理大夫を襲称し実名ハしれさりしに過去帳に修理大夫義直とあるを見て先祖のことたるをしらす御父の名としたるなるへしさて宗国史外家伝にハ夫人を左京大夫義秀の女とす何に拠ることをしらす混雑録にハ左京之進とのみあり又編年集成に慶長三乙亥年八月越前一揆平均せしかハ信長彼国を一円に柴田修理に給ふ丹後の国を一色左京大夫義定安堵すへしとありこの左京大夫義定といふ人夫人と年代相及へり若ハ御父兄にてもあらんかされとも数百年の後より然否を定めかたけれはしハらく録して参考に備ふ

3、高山公実録巻之八

（慶長四年九月）

同き月に長越前守高連の女を娶り夫人となす後松寿夫人と申奉るはこの御事なり

〔平尾留書〕高山様奥方様ハ松寿様と申候よし後年御本室に被為成候御法名ハ直に松寿院様と申候江戸本郷真光寺に御石碑有之候

〔創業遺事〕松寿院様御家へ人輿慶長四乙亥年九月の頃歟松寿院様御童名おさいくま様と申候

〔宗国史〕公娶二長氏一松寿夫人是也久芳夫人無レ子又得二心疾一於レ是娶二故但馬佐須城主高連〔越前守原註〕女一為二外夫人一在二大阪邸一

〔伊東弥三右衛門覚書〕元禄十六癸未年祖父弥三右衛門へ大亨院様牧垣金右衛門以楢林新之丞と申者存知候哉と被遊御尋候祖父御請申上候ハ新之丞と申者存知不申候楢林氏へ同苗の者養子罷越候処因御座候由申上候又金右衛門以被仰出候ハ新之丞と申者於京都町人に罷成新之丞妻ハ松寿院様御従弟にて其由緒故十二三年松寿院様を御かくまひ申上候楢林家の紋ハ三柏にて有之候覚書仕置可申由被仰出候祖父又御請申上候ハ於但州宮部善祥坊没落の節先祖伊東修理之進と申者方に松寿院様暫被成御座候依之藤堂四郎左衛門先祖橋本弥助取持親類分に仕御願申上曾祖父弥三右衛門御家へ被召出候由伝承申候段申上候以上

〔造酒丞家乗〕元祖橋本弥助夫婦共但馬以来松寿院様へ御由緒有之付て関か原御陣前の年慶長四亥年高山様大阪中島御屋敷へ松寿院様被為入候以後弥助儀被召出其後御知行弐百石被下置候役儀又ハ御取次の儀不承伝候

〔謹按〕異本長谷部系譜に松寿夫人の御事を載せていふ初ハ因州鳥取の城主宮部善祥坊に嫁せしか善祥坊高野山にて生害の後〔慶長軍記并友田左近右衛門戦功略に善祥坊卒去の由載せたれと高野にて生害の事見へす宗国史外家伝に文禄中云々とあり太閤記編年集成に秀次反逆の聞へありしかハ太閤善祥坊等に命して秀次を迎へ来らしめし事いへり其他世史多くハ善祥坊の事を漏らす且因州鳥取の城没落のことハ善祥坊の子兵部の世にして明年関か原の時なり善祥坊の事いまた詳かならす〕公へ再嫁の由載たり宗国史外家伝に夫人初配二宮部君一文禄中関白秀次敗辞連二宮部君一太閤使三吏打二其罪一宮部君将レ死離レ婚返二父之家一慶長四年己亥歳九月公聘レ之為二外夫人一とあり且伊藤覚書によれハ此説いわれなきにもあらすしかれとも監物旧記にも見へさる事なれハ暫く後の考えを待のみ

同十月十八日白雲公板島の邸に逝去し給ふ〔事ハ前に詳なれは引書ハ略す〕此歳大府より内匠正高へ下総国三千石を給ふ〔事は前に詳なれハ引書ハ略す〕又公旧主大和侯の旧恩を思ひ郡山の大光院を京都の大徳寺中に移し祀を奉し給ふ神君其義挙をよみして別に賜ものあり

4、『公室年譜略』巻第十九

慶長六辛丑年　閏十一月小

公ハ　高山公ハ嫡子母君ハ長氏松樹院尼公ナリ或説ニ摂州大坂中嶋ノ邸中ニ於テ誕生シ玉フト云ハ非ナリ、去年〔慶長五年〕高山公休暇帰藩ノ節夫人妊身タルニ依リテ与州板嶋ニ移シ玉フト云、是ニ依テ宗国志ニモ大坂ノ　公館ニ生レ玉フヤウニ載ス

私ニ曰ク　松樹院殿ハ長氏ナリ、長谷部長兵衛連信〔高倉ノ宮ノ青侍寿永中源頼政卿乱戦ノ時功アリテ世人勇名ヲ知ル〕ノ拾七世ノ後胤、但馬国ノ住人、長越前守連久ノ女ナリ、永禄八年丑年但州ニ誕生シ玉ヒ、容顔美麗世ニ知ラレ始メ、宮部善祥坊〔但内州ノ国主ニ拾四万石〕ニ嫁シタリシガ、善祥坊逝去ノ後　高山公ニ再緑シ、慶長四卯年入輿シ玉フ、俗名ヲ才然ト唱ヘ奉ル

慶長十乙巳年正月大

此年　長織部連房ハ加賀黄門利長卿ニ客タリシカ　母君松樹院ノ内縁タルニ依テ　父公是ヲ加賀侯ニ告ケテ横田藤右衛門ヲ以テ利長卿ノ執役マテ是ヲ乞フ加候、応諾アリテ　当家ヘ招キ出シ玉ヒ、七千五百石ノ秩禄ヲ賜ヒ　公ノ傅臣トシ玉フト云々

私ニ曰連房カ祖先ハ高倉ノ宮勇臣長谷部左兵衛尉信連ヨリ拾八代〔異十七代〕ノ後胤但馬国毎南垣ノ城主長越前守連久〔後改高連〕カ子ナリ　公ノ母君松樹院殿ノ実弟ナリ、能登国ニ世々強家タル長九郎左衛門カ同根タリ、長九郎左衛門ハ加州利長卿ニ属シ長臣ノ列ナリ、故ニ是ニ因テ連房ハ加州ニ客タリ

5、『校補但馬考』桜井勉

〔補〕長氏諸女

〔補〕長越前守高連は、美含郡訓谷村林甫の城主なり、二男六女あり、〔長男織部連房、初豊臣秀吉の近習となり、又前田利家の客となり、後藤堂高虎に仕ふ、二男木工勝連、宮部善祥坊の猶子となる、後又藤堂高虎に仕ふ〕　長女は、其夫婿を審にせすといへとも、二女以下皆有名の人士に稼り、蓋其人皆婦容婦徳ありしならん、今伊勢長氏〔織部の後なり、世藤堂監物と稱し、津藩の老臣たり、維新以後本姓に複し、長氏といふ〕の系圖によりて之を錄す、

長女　夫婿詳ならす、二女を産む、長女は大和大納言秀長の執事横濱一庵法印に嫁し、次女は典藥頭従五位下半井右衛門佐正氏に嫁す、

二女　津城主藤堂和泉守高虎の繼室となり、大學頭高次を産む、卒して松壽院と謚す、

三女　因幡守護山名中務少輔の室となる、〔豊国の事蹟前に見ゆ、〕嗣子平右衛門豊政は、豈に其の産める所なるか、〔三女の事蹟は前に見ゆ〕

四女　伊達政宗の老臣白石城主片倉小十郎の室となる、〔仙臺史傳、仙臺君臣略傳を按するに、片倉氏父を景綱といひ、子を景繼といふ、皆小十郎と稱す、年代に就て之を推すに、蓋景繼ならん、〕

五女　紀州新宮堀内小次郎の室となる、

六女　京都佛光寺上人の室となる、

按するに、美含中野村に長氏あり、その家に傳ふる所の系圖は、高連を氏政に作りて曰く、氏政二子二女あり、長子美濃守信貞といふ、天正七年十月二十日卒す、〔羽柴秀吉但馬を取るの前年なり〕二子彌次郎後勘兵衛といふ、豊臣秀吉に仕へ馬廻たり、三千石を領す、〔伊勢長氏系圖の織部なるか〕二女あり、一人は宮部氏に遣し、〔宮部氏其名詳ならす、伊勢長氏の系圖に高連の二男木工の宮部善祥坊の猶子となれることを記す、豈それ善祥坊か〕一人は、大和國に遣わす、〔夫婿の姓名詳ならす、伊勢長氏の系圖に高連長女の子を大和大納言秀長の執事

横濱一庵法印に嫁すと云ふ、豈その訛傳なるか」信貞二男一女を産む、女子名を於才熊といふ、［當時の女名、阿庵物語の阿庵、阿菊物語の阿菊、岩潤夜和の阿安牟、雨夜灯の花の類を普通とす、甲斐武田の支族に理慶といふ女子あり、されとも、女僧にれは怪むに足らす、普通の女子にて、才熊と稱するはいとめつらし、蓋於才熊は於熊を誤れるものならん、］養父郡大屋谷加保村栃尾源左衛門善次の媒にて、羽柴美濃守長秀の家臣藤堂與右衛門に遣わすと、記する所本文と同しからす、記して参考に供す、然れとも、山名豊國の長氏の息女を迎へしことは陰徳太平記にも出たれは、伊勢長氏系圖の記する所、蓋確實ならん、

6、『兵庫県史史料編』中世9古代補遺「垣屋文書」

九　宗光等連署書状

長弥次郎殿下城事、尤神妙思召之由、被対父子三人、御書頂戴仕候、為御披見進之候、然者彼身躰、向後不可有御別儀候間、可然候、自然不慮之儀、於在之者、両三人、其方申談之、得　公儀御意、不可捨置之候、八幡照覧候、虚言有間敷候、恐々謹言

（永禄四年カ）

閏三月十四日　　常朝（花押）

秀親（花押）

宗光（花押）

（豊保）

垣屋兵部丞殿

御宿所

＊『校補但馬考』593頁には「長弥次郎又越前守と稱して林甫の城主となる」とあり、長弥次郎は長越前守連久を示す。

一一　羽柴秀吉知行宛行状（折紙）

美組之郡の義、宮部善淨房ニ遣候、其内本知行を以、弐千石進之候間、可有知行候、但州之内者、いつれへも不遣候へ共、其方之義者、可被立役身上候間、如此候、善淨被属一手、諸事無由断儀、簡用ニ候、猶向後之義、不可有疎意候、恐々謹言、

（天正八年）

六月八日　　羽柴

（豊続）　　秀吉（花押）

垣屋駿河守殿

御宿所

一二　宮部継潤知行宛行状（折紙）

御知行方之儀、秀吉被進之外ニ千石分、為私合力進之候、所柄之事ハ追而可申談之条、全可預御領知候、向後儀、弥不可有疎意候、猶垣土佐右可申候、恐々謹言

（継潤）

天正八年　　宮部善淨房（花押）

六月廿三日

垣屋駿河守殿

御宿所

【報告２】

# 宝隆院庭園における３Ｄ測量検討レポート

スマートフォンを活用した３Ｄ測量とデータ利活用の検討について

狩 野 芳 子（合同会社二馬力）

## はじめに

本レポートは、2024年６月と11月に宝隆院庭園にて実施した、スマートフォンを機材として用いる簡易的な手法による３Ｄ測量の成果について報告することを目的としている。

## １．本トライアル測量の背景

センサー技術の発展により、近年の庭園や史跡の測量や記録には、従来手法による実測図化図面に加え、写真測量やレーザー計測による精緻な３Ｄデータの取得も行われており、修復・保全事業等にて活用され始めている。

しかし一般的に、これらが実施されるのは、災害等で現況が失われ修復が必要となる場合や、敷地内の家屋老朽化や植栽繁茂により修繕等が必要となった場合など、いわばインシデント発生時の記録に留まっている。この要因としては、データ取得に高額な機器の利用や技術者、またデータ修正等の対応が必要であることが挙げられる。

一方で、近年は一般消費者にも手が届く価格帯で、簡易的な３Ｄ測量機器が市販されている。特に、2020年10月にiPnone12ProシリーズでLiDARセンサーが搭載されてからは、普段使っているスマートフォンで３Ｄスキャンが出来るという手軽さから、多くの業界でその利活用が話題に上るようになってきた。

ドローンカメラで撮影した庭園の全体像

日本庭園を管理する自治体や造園事業者の中には、日常業務の中でこれら簡易的な手法を用いて３Ｄスキャンを試みるケースも少なくない。また、学会発表等で成果を目にする機会も増えてきている。2023年に刊行された奈良文化財研究所研究報告第37冊では『デジタル技術による文化財情報の記録と利活用５』と題し、冒頭でモバイル端末を活用したデータアーカイブやスマホLiDARによる測量について述べている。また一般的な撮影機材利用のみを想定した「ひかり拓本プロジェクト」といった取り組みも進んでいる。これらの流れを受け、「鳥取県の文化財庭園においても、トライアルとして３Ｄスキャンを試してみたい」という相談が、IT関連事業者である筆者のもとに寄せられた。

日常業務の中でも扱いやすい、スマートフォンという簡易的な機器を用いた３Ｄスキャンを前提として、そのデータ取得がもたらす有用性と課題について検討することを提案。庭園管理の造園事業者、文化財庭園に関わる鳥取県庁職員、鳥取市歴史博物館の研究者など、宝隆院庭園の現在の管理に深く関わる方々の立ち会いのもと、トライアル測量を実施した。

## ２．実施内容

現地でのトライアル測量前に、管理者や研究者から撮影希望部分や撮影希望意図について、また周辺建築物等への注意事項について、実施者として1時間程度のヒアリングを行った。

関係者の要望を踏まえ、３Ｄスキャンデータの補足、補完となるデータを収集するため、一般的なカ

**宝隆院庭園の中央に位置する築島の3Ｄモデル。右の図は、モデルを上から見たところ。**

メラを用いた写真撮影、ドローンカメラを用いた写真、動画撮影も行っている。本レポートでは、３Ｄスキャンのトライアル結果についてフォーカスした報告を行う。

３Ｄモデル撮影に利用した機材は、下記の通りである。

・スマートフォン（iPhone15Pro）
・スマートフォン（Pixel６）
・自撮り棒１ｍ（ディテール撮影用）
・自撮り棒２ｍ（エリア撮影用）
・３Ｄ測量アプリ（Scaniverse）

石造物、滝石組みの一部分など、１～２ｍ×１～２ｍ程度の範囲については、フォトグラメトリの手法を用いた３Ｄスキャンを行った。撮影からモデル処理までおおよそ1カ所20分程度を要した。

滝石組み全体、築島全体など、10m×10m程度までの広域範囲については、LiDARセンサーを用いてスキャンした。撮影からモデル処理まで１カ所30～40分程度での作業となっている。

照明機材等が無い環境下の測量を前提とすると、スキャンに適した照度を得るためには、季節、天候、実施時間が限られる。６月のトライアル測量では、庭園景観の要所となっている滝石組みや築島にフォ

**宝隆院庭園の滝石組前方からの撮影写真**

**上記滝石組みと同アングルの3Ｄモデル**

**滝石組前方を斜め上から見た3Ｄモデル**

ーカスをあて作業を行った。これを踏まえ、追加の撮影希望部分をヒアリング、11月に２度目となる測量の機会をもった。

## ３．当日立ち会いの関係者コメント

現地では、スマートフォンによる撮影(測量)、モデリング処理を行い、タブレット端末やPCで大まかな確認を行った。太陽光下でのディスプレイによるデータ確認は視認性に困難があるため、撮影作業後に屋内に移動し、全員でデータ確認を行った。

撮影当日に立ち会った、造園事業者、文化財庭園に関わる鳥取県庁職員、鳥取市歴史博物館の研究者など、宝隆院庭園や文化財庭園に日々関わる方々からのコメントを、一部紹介する。

・非常に短時間で、このようなデータ、映像が出てくることに驚いた。

・現状、平面図すらない庭園も多いなか、短時間、少人数でこのような内容を実施できるメリットは大きい。

・庭園は、空気感や質感を表現した記録をとっておくことが非常に重要であると考えるため、平面図では到底情報が足りない。その点、３Ｄモデルは“雰囲気”を表現出来ている。一方で、実測とどの程度ズレがあるのかが明確になると良いと感じる。

・埋蔵文化財研究所などが行っている実測図レベルでの３Ｄ測量は、ジオタグ等も駆使し厳密性を追求した方法だが、当然機材も高価で予算もかかる。それとは別の用途であると認識した上で、利用するべき。

・測量対象に懐中電灯等の簡易的な照明を当てる等で、暗い部分の読み取り改善は期待できそうだ。

・出来ることなら全ての庭園でこの内容を実施したいと感じるが、発注に際して行政として仕様書をどう書くべきかが悩ましい。

滝石組前方を斜め上から見た３Ｄモデル

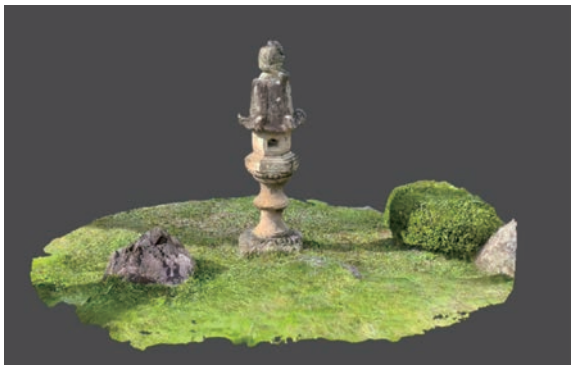

池泉と宝扇庵の間に位置する燈籠の写真

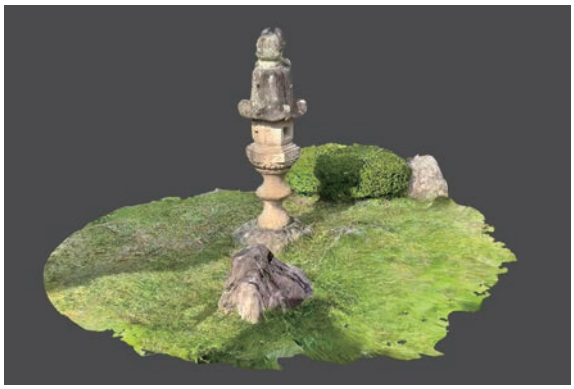

宝扇庵側から見た燈籠3Dモデル

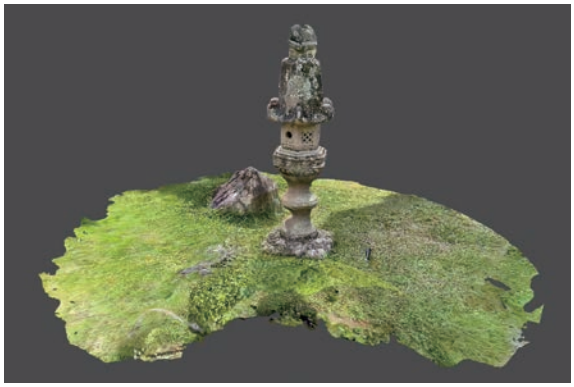

池泉側から見た燈籠3Dモデル

・碑文等が読めるような３Ｄモデルが出来ると、報告時等「見て貰う」という用途において非常に有用。

## ４．データの取り扱いについての検討

３Ｄスキャンは現在発展中の技術であり、また簡易的な機材での“粗い”データを取得することが何の役に立つのかとの意見もあるのは事実だ。しかし、データ利用方法のコンセンサスをとって撮影することで、これまでゼロだったデータをイチにすることが出来る。

本トライアルでは、写真、動画撮影も併せて行った。３Ｄモデルと見比べることで、検証データの確度は高くなり、またこれまでの二次元資料に新たな価値を付加するものになるという実感は、立ち会った関係者からのコメントからも明らかだ。

庭園の場合、足場の悪さや空間の狭さということから、撮影においては２Ｄ、３Ｄに関わらず撮影困難な箇所は必ず生じ、データとしては欠損する。３Ｄモデルを見た際のコメントで、データにリアリティがあるからこそ「欠けている」ことへ注意が集まった。しかし資料/史料としてのデータ蓄積をしていくにあたっては、不用意に綺麗なコンテンツとして「つくって」しまわぬよう、取り扱いに注意するべきであることを、改めて確認できた。

精緻な技術を必要とせず、１人で実行可能、20分～60分という短時間で１スキャン出来ることをメリットとして、この技術の活用について考える事業者や研究者が増えている。日本庭園史分野で学んだ経験のあるIT事業者として、これからも管理現場や課題を抱える現場の方の要望に応え、新しいデジタル手法でのデータ取得の試行錯誤に微力ながら貢献していきたい。

宝扇庵の間の周囲に位置する飛び石や蹲踞の位置をスキャンして欲しいという要望があり、実施。

宝扇庵周辺の３Ｄモデル映像。建物の陰であるためか、全体的に鮮明さに欠けるが、配置はリアリティをもって閲覧出来る。

低い視点で、地面から床下を捉えた３Ｄモデル。複数人で同時に見ることが出来づらい箇所の確認も、３Ｄモデルであれば解決出来る。

## 四．終わりに

以上の作業により、『庫中隠見録』の力点のひとつが、時間軸に沿った歴史叙述ではなく、光仲時代のありようを思い返し、再現しようとする点にあったことは明らかにできた。特に若き藩主・光仲の「人数寄」ぶり、藩士の婆娑羅な出で立ちの記述などは、東照宮祭礼の厳格さだけでない側面、祭礼としての熱気を伝える貴重な証言なのではないだろうか。少なくとも、一次史料では把握しづらい「空気感」とでもいうべき一面を、本書の記述から読み取ることができるだろう。その「空気感」が、東照宮創始当時の史実に由来するものなのか、後代、池田光仲時代への憧憬が作り上げた想像上のものであるのかについてはさておいたとしても、である。

※大雲院資料については、令和7年現在、鳥取市が文化財調査を実施しているところであり、所有者において閲覧等には対応していません。本論で取り上げた資料の問い合わせについては、鳥取市教育委員会文化財課にお願いします。

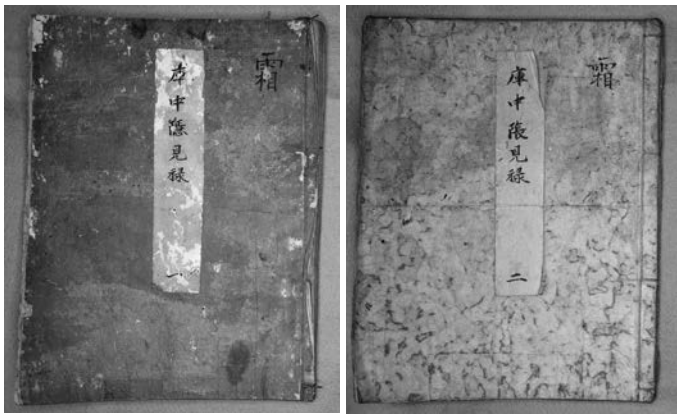

大雲院所蔵『庫中陰見録』

大雲院所蔵『因幡民談』

---

又式部卿ハ竜泉院ニスハリ賜ヒテヨリ竜泉院ヲ以テ御当家之宿坊トシテ三百石ヲ被附シト云リ

然ラバ天海僧正之弟子淳光院ト云シハ此式部卿ノ事ナルカ

愚考ルニ天海之弟子ヲ叡山ヨリ呼下シタリト云ヘバ此ノ式部卿ニテハアルマジ其後ノ事ナルベシ

石州公当国鹿野ニ御住居アリ　当社モ其時節ニ御勧請ナレハ幸ニ御子ノ内一人出家シタマヒシニヤ

光仲公御同性之御事ナレハアルマシキ事ニアラズ

然共当社御勧請之ヲバ小泉友賢民談記ニ委ク載ラレタレ共此人ノ事ハ不見

友賢ハ其比ノ人ナレバヨク知ルベキ事也

石州公御子ノ中御出家ノ事累図之中ニアレ共別当職ノ事ハ不見

然共淳光院住職ノ中ニ実成院興快ト云人有リ是即式部卿ナリト云

然後ノ入院ニシテ天海ノ弟子ニテハアラザルベシ

右式部卿ニ附順ヒ居タリシ中山某云者ハ石入公ノ御家人ニテ式部御出家ノ後迄モ随順シタリシカ後御家ニ被召出シ其子孫伝ハリ今中山淺三郎ト云者ノ也　カレガ家ニ云ウ伝ヘシヲ聞ママニ記シ置也

【上部欄外書込】

式部卿ノ事東照宮別当ノ元開也　東叡山ヨリ下来アリシ双厳院大僧正ハ天海大僧正ノ名代トシテ来リタマフ　此時式部卿御出家アリシ　則天海ノ御弟子ト成御名代トシテ双厳院開師トナリシ　淳光院ハ則式部卿ナリ御宮記録モ右ノ通也

武者弐拾人　二行着烏帽子指々物旗衆
大太鼓　社人役之着烏帽子素袍
笛　右同
御供二十人　歩行衆着烏帽子素袍
神輿　白丁六十人舁人　古海古市行徳　百姓
御輿臺持　白丁六人
太鼓社人　役之著烏帽子素袍
笛　右同
御供三十人　町人著上下
社務　右近　著冠袍馬上
競馬十二疋　毛色々
馬乗　馬方衆六人着金折烏帽子狩衣
寺社奉行　馬上著上下
町奉行　馬上著上下
大横目　馬上著上下
抑

---

武者弐拾人　二行着烏帽子鉢巻具足指物ヲ差ス
大太鼓　社人役之着烏帽子素袍
笛鐘　右同断
御供二十人　歩行衆着烏帽子素袍
神輿　白丁六拾人舁之　古海古市行徳ノ百姓
御輿臺持　白丁六人
太鼓笛　社人役之着烏帽子素袍
御供三十人　町人着上下
社務　永江右近　着冠袍馬上
競馬十二疋　毛色々
寺社奉行　馬上着上下
町奉行　馬上着上下
大横目　馬上着上下
抑
東照宮祭礼慶安三未年四月十七日ヨリ始テ毎歳四月ナリシカ共大守公江戸御参勤ノ年は四月ヲ以テ祭月トシ又御交代之歳ハ九月ヲ以祭礼アリ是ハ大守供奉仕賜ハン為ト也
然ルニ淳光院二代目之別当四月ヲ止メテ毎歳九月ニ被定シト也
或人曰　松平石見守輝澄公ノ御末子十二歳ニテ出家仕賜ヒ式部卿ト云シヲ東照宮別当ニスエ奉リ其後見トシテ栗谷長寿院ヲ置レシガ学文ノタメニ式部卿ハ東叡山ニ登リ賜ヒカノ寺中竜泉院へ住持シタマヒ当社ヲバ長寿院ヲ以テ住職トシタマフ
長寿院ハ祈祷之僧ニテ別ニ五十俵ヲ賜リ栗谷ニ居タリシ故ニ別当モ是ヲ受ケツヒテ今ニ御祈祷寺トナリシヨシ

榊　白丁拾五人舁之小人
太鼓　社人役之著烏帽子素袍
笛　社人役之著烏帽子素袍
乙女二人　神楽御子小御子
御供十五人　町人著上下
斎鉾二本　一本白丁八人宛謄担内一人引綱小人
翳鉾二本　右同
小鉾一本　白張一人持之
面被廿人　町人二行被頭巾指大小突竹杖
唐人踊卅人　町人小童二行唐人出立
愛宕参五十人　町人二行覆面着笠脱下持花篭
道外者十五人　町人
山伏廿人　町人二行
舟舟引六十人　町人鼓三線小弓船引二行被頭巾指朱脇指奴踊
鉄砲五十挺　二行　大頭　馬上小頭副之
弓　二十張　右同　右同
長柄五十本　右同　右同
金幣　社人持之著金折烏帽子直衣被鼻高朱面
獅子
太鼓笛　社人役之著烏帽子素袍
御太刀　三振海老屋　吉成村庄屋　小山村庄屋　著烏帽子素袍
御鷹二居　鷹師二人著烏帽子素袍
御持筒二挺　二行白丁持之入袋
御持弓二挺　二行白丁持之入袋
御矢筒二荷　二行白丁持之
御具足　白丁負之唐織（是ハ朱箱ノ覆ナラン）覆着葵紋
神馬　駮毛掛紅大総鞍舎人八人引之白張

---

榊　白丁拾五人舁之小人
太鼓笛　社人役之着烏帽子素袍
乙女二人　神楽御子小御子
御供拾五人　町人着上下
斎鉾二本　一本白張八人宛謄之内一人引縄
翳鉾二本　右同断
小鉾一本　白張一人持之
面被廿人　町人二行被被頭巾指大小突竹杖
唐人踊卅人　町人小童二行唐人出立
愛宕参五十人　町人二行　覆面着笠脱下持花篭
道外者十五人　町人
山伏廿人　町人二行
舟　舟引六十人　町人鼓三線小弓船引二行被頭巾指朱脇指奴踊
鉄砲五十挺　二行　大頭　馬上小頭副之
弓　二十張　右同断
長柄五十本　右同断
金幣　社人持之着金折烏帽子直衣被鼻高朱面
獅子　町人
太鼓笛　社人役之着烏帽子素袍
御太刀三振　海老屋　吉成村庄屋　小山村庄屋烏帽子素袍
御鷹二居　鷹師二人着烏帽子素袍
御持筒二挺　二行白丁持之入袋
御持弓二挺　右同断
御矢筒二荷　右同断
御具足　白張負之唐織覆着葵紋
神馬　駮毛懸紅大懸鞍舎人八人引之白張

ト言渡サレシカハ爰ヲ晴ト馬具ヲ飾リ皆思ヒ思ヒノ出立ニテ飼置シ馬共撫サスリ騎テ出世ニ珍シキ見物也　太守ハ御座ヲ構ラレ心閑ニ御覧ナサレケル

近年思召立ケル大儀共無礙遂行ハレ御悦甚シ　目出タカリシ事共ナリ

神輿ノ行列之次第委記置事如左

社僧拾二人　乗輿

家老衆組頭母衣衆近習衆諸奉行人衆馬廻衆　馬上着上下

太守公

警固大頭二人　二行歩行突竹杖著黒羽織　鉄砲同心廿人　二行

帰リアツテ乾甲斐屋敷ニ被為入門脇ノ長屋ヲテンジテ大物見ヲカマヘ大守御出アリシカバ御近習御小姓御座ノ左右ニ居ナガシ御祐筆二人筆ヲ取テ一々帳ニシルス　大目附ハ門前ニタタミヲシキ左右ニ分レテ非常ヲタタス　然バ家中諸士爰ヲ晴ト馬具ヲ飾リ思ヒ々ヒノ出立飼ニカフタル馬共乗連テ通リケレバ世ニ珍ラシキ見物ナリ

其中ニ佐不利軍兵衛諸人ニ勝レタル出立ナリ

常々バサラヲ好ミテカハリ物ト云ワレシガ此度ノ出立其身ハハンコト云ウモノニ頭ヲ半分ソリ大嶋ノ脇アケシタルノシメニ紅火ガキノ上下ヲ着シ虎ノ革ノ毛巾着ヲサゲ太刀作リノ朱鞘ノ大小紅ノ下緒ヲツケ黒ノ大馬ニ異形之革(鞍)ヲキ馬ノ頭ニ金ノ立エボウシヲキセ耳ノ脇ニ銀ノ角ヲハヤシヒジリメンノ手綱ヲ長々トトリテ乗タリケル

先供六人紅ノ袖無シ羽織大ノ字ノ紋ヲウシロニツケ馬脇ノ若堂(党)四人色々ノハデ成ル染小袖長羽織ヲ着中間鑓持其外小者ミナ坊主ニシテヒゲ計ヲツクリ鑓之サヤハ大キナルワラボウキヲ作リ鑓印金ノヘウタンヲツケ家頼不残鼻ネジヲ腰ニ指シ声ヲ揃テ振出ス

大守公ヲ初メ奉リ御前ノ人々ヲカシガリ頭ヲ上ル者モナシ

大守御機嫌不斜御帰城アリケル

近年思召立ケル大義無礙遂行ハレ御悦甚ダ目出タカリシ事共ナリ

御祭礼御幸行列之次第委ク左ニ記ス

社僧十二人　乗輿

大守公　家老衆組頭母衣衆近習衆諸奉行人衆馬廻衆不残馬上麻上下

警固大頭二人　横目町奉行　騎馬　貳行歩行突竹杖着黒羽織鉄砲同心廿人貳行

同年九月十七日御祭礼アルヘシトテ城外西郊拾余町ヲ過千代河ノ畔ニ御旅所ヲ立ラルル
其地四方広クハレ渡リ人多ク集リテモ狭カラズ清流ススシキ河浜ニテ神意モ慰玉フラント覚計勝地也
拾六日ヨリ神輿ヲカザリ出サレ供奉ノ行粧ヲ調ヘ祭尊ノ神供ノ山海ノ珍味ヲ奉リ社僧読経法施ヲササゲ巫祝夜モスカラ神楽ヲ奏ス　誠ニ済々タル礼式ナリ
拾七日ニハ黎明ヨリ神輿ヲウナカシ出シ奉ル五色ノ金襴ヲ以テ飾立金銀ノカナモノ珠玉ノヲヒモノ飾毛ノ鳳凰ハ蓋上ニ舞ヒ色々ノ彩幡風ニ飜リ神鏡日ニ映シテ耀セ玉ヘハ見ル者信心肝ニ銘シ皆平伏感咲ヲナス計也
太守モ供奉扈従シ玉ヘハ家中ノ大身小身一人モ不残御供ス
役々ヲ請取モノハ其役ヲ勤ム城下ノ地下人共モ名アル者共一人モ不残御供ヲ勤ス
城下ノ町ヘ役ニカケ練物ヲコシラヘサセ御供出サセラルル
神輿已ニ宮廟ヲ出玉ヘバ子トリノ笛ヲ吹立数ノ太鼓鉦子ヲ打立チヨイサチヨイサトハヤシ立神輿ヲカキテ躍行
サテ御旅所ニ行付ケハ神供ノ品々社僧伺宮勤之巫覡乙女神楽ヲ奏シ神慮ヲスズシメ奉ル
前ニハ長キ馬場アリ　馬官ノ者共競馬ヲ番ヒ勤之
其外御供セシバサラノ練物共舞踊歌ヲウタヒソレゾレノ芸ヲ尽ス
扨暫クアリテ還御ナル
国中ノ貴賤男女方々ヨリ集リ是ヲ拝ントテ神輿ノ通跡々家々ニ満々小路ニ立フサカリ幾千万ト計カタシ誠ニ厳重如在ノ祭礼世ニ希ナル壮観ナリ
是ヨリ後毎年此日ヲ以式日トシ大祭ヲ執行ハレケル
此度供奉シケル侍以此次一人ツツ太守ノ御前ヲ通サレ馬共御覧アルヘシ

---

翌年四月十七日御祭礼有ルベシトテ城外西郊十余町ヲ過テ千代川之畔ニ御旅所ヲ立ラル
其地四方広平ニシテ人多ク集リテモ狭マカラズ清流ススシキ河浜ニテ神意モ慰ミ給フラント覚計之勝地也
十六日ヨリ神輿ヲカザリ出サレ供奉ノ行粧ヲ調ヘ祭典ノ神供山海之珍ヲ奉リ社僧読経法施ヲササゲ巫祝夜モスカラ神楽ヲ奏ス　誠ニ済々タル礼式也
十七日ニハ黎明ヨリ神輿ヲウナガシ出シ奉ル五色ノ金襴ヲ以テ飾立金銀ノ金物珠玉ノヲビモノ錦毛鳳凰ハ蓋上ニ舞色々ノ彩幡風ニ飜リ神鏡日映メ耀出玉ヘバ見ル者信心肝ニ銘シミナ平伏感嘆ヲナス計也
大守モ供奉扈従シ玉ヘハ家中ノ士大身小身一人モ残ラス御供ヲツトム
役々ヲ請取者ハ其役ヲナシ城下ノ地下人共名有ル者一人モ不残御供ス
亦町役ニカケ練物ヲコシラヘサセ御供ニ出サセラル
神輿已ニ宮廟ヲ出給ヘバ子トリノ笛ヲ吹立数ノ太鼓ヲ鉦子ヲ打立チヨイサチヨイサトハヤシ立神輿ヲカキ上躍リ行
サテ御旅所ニ御幸アレハ神供ノ品々社僧祠官勤之巫覡乙女神楽ヲ奏ス
前ニハ長キ馬場アリ　馬官ノ者共金ノ風折青赤ノ狩衣ヲ着シ競馬番ヒ勤之御供セシバサラ練モノ舞ヲドリ歌ヲウタヒソレゾレノ芸ヲ尽ス
サテ暫アリテ還御ナル
国中ノ貴賤男女方々ヨリ走集リ拝マントテ神輿通御之家々ニ満々小路々ニ立ツドヒ幾千万トモ数ズカギリ無誠ニ厳重如在之祭礼世ニ希ナル壮観也
此ノ後毎歳四月十七日九月十七日隔年ニ式日トシテ大祭ヲ取行レケル
此度御供セシ侍ノ面々一人宛大守ノ御前ヲ通ルベシトテ大守ハ御先ニ御

角テ造営已調リシカハ慶安三年　遷宮取行ハレントテ江府東叡山ヨリ
双厳院最教院両僧正其外綱位ノ高僧達大勢呼下シマシマシ其儀式夥シ
読経秘呪様々ノ大法事共品々ニ取行ヒ給フ
此日ハ太守モツトヨリ御出アツテ東東常厳カニ終日勤仕ヲナシ玉フ
此事近国迄隠ナケレハ見物ノ貴賤是ヲ拝ントテ群集スル人幾千万ト云カ
キリナシ
カカル大営少ノ違乱ナク執行レシカバ太守御喜不斜叡嶽之僧衆ヘ御馳走
共様々也
山海ノ珍味ノ御御饗応善尽シ美尽セル事共也
次ニ法楽ノ能ヲ御催アツテ大夫ハ京都鶴屋七郎左衛門ト云者ヲ呼下シ一
日興行アツテ城下ノ者共ニ見セ玉ヘハ諸人群集悦事限リナシ
角テ僧衆ハ御暇申皈リ玉フ

---

ヲ氏神トセラレ社頭御建立アルベシトテ年々材木等ノ用意共アリシカ長
吉公慶長十九年甲寅九月廿四日四十五歳ニテ於江府死去シ玉イシガ嫡子
治兵衛長幸　後号備中守　御家督アツテ間モナク元和三年丁巳ノ歳当国
ヲ去ツテ備中松山ニ移リ玉フ　依之長田御建立モ止ミケルトゾ　残念ナ
ル事也
然ルニ此度東照宮之社司ヲ此ノ外記ニ被仰附ケレハ外記申ケルハ私先祖
代々長田牛頭両社ニ仕テ神恩ヲ蒙リ候ラヘバ居所ノギハ其ママ栗谷ニ差
置レクダサルベシト言上シタリケレハ老中全儀アツテ外記カ申所イワレ
有サリナガラ東照宮社督ヲシナガラ居宅遠方ニアラバ日々ノ出仕祭礼ノ
節ヨロズアシカルベシ長田ノ社ヲモ御宮近クヘ移スベシトノ事ニテ則チ
鳥井之外山手東ノ方ニ少シノ地アリシヲ切開キ社ヲ建ラル　長田ノ鳥井
ハ町ノ中程ニアリ　始ハ木ノ鳥井ナリシガ程ナク破レ損シケレバ時代押
移テ綱清公ノ御代大阪北浜桑ノ屋ト町人当国ヘ来リ願ヲ上石ノ鳥井ヲ立
ケルナリ　外記其子右近主典ニ至ル迄代々東照宮ノ社務ヲ司リアマツサ
ヘ因伯二州ノ神職之惣頭ニ被仰附家門繁盛シケリ
御宮出来アリシカハ急キ遷宮アルベシトテ江府東叡山ヨリ双厳院ノ大僧
正最教院ノ僧正其外高位之僧達大勢呼下マシマシ其儀式夥シ
読経秘呪様々之大法事共品々也
此ノ日ハ大守モ早朝ヨリ御出アツテ束帯厳重ニ終日勤仕ヲナシ玉フ
此事近国ニ隠レナケレハ見物ノ貴賤是ヲ拝マントテ群集スル事幾千万ト
云カギリナシ
カカル大営少ノ違乱ナク相スミシカバ太守御悦不斜叡嶽之僧衆ヘ御馳走
ノ事様々也
山海ノ珍味善尽シ美尽シ御饗応アリ
次ニ法楽ノ能ヲ御催アツテ大夫ハ京都鶴屋七郎左衛門ト云者ヲ呼下シ一
日興行アツテ城下オ者ニモ見セ玉ヘハ諸人群集シテ悦事限リナシ
カクテ僧衆御暇申カヘリ玉フ

カル粧ヒ芳野初瀬ノ麓ヲ分ケ入シニ異ナラス

（惣門ノ外ニ並木ノ杉ヲウエラレケル）

惣門ノ外ニ別当ノ坊アリ

其外ハ社僧ノ坊三宇アリ　成就院大乗院徳源院是也

其ソトニハ大鳥居ノ外ハ門前ノ町也

江府東叡山ヨリ前大僧正天海ノ弟子淳光院　僧ヲ請下別当ノ坊ニスヘラレ二百石ノ別当領ヲ附ラル　其外ノ院家ニモ院領少々皆寄付ラル

外記トス神人ヲ社務ニ補シ社務領毎歳賜リケル

大鳥居ノ額ハ青蓮院之准后尊純筆勢振書給フ

拝殿ニハ歌仙ノ絵ヲ懸ラレタリ

狩野探幽法眼妙工ヲ尽シ極彩色ニ書之　歌ハ青蓮院尊純御筆也　①

中ノ門明六ツヨリ七ツ時迄開之　諸人出入スル事ヲ免サル

門ノ外ニ番所有リ　此ノ番人十人アリ

御本社ト両番所トヲ相勤ム　三河足軽ト云テ御普代ノ足軽ナリ

此ノ頭一人歩行士ナリ

横目一人徒士両人共ニ鳥居ノ外ニ役屋敷アリ

宮番屋敷モ此辺ニ有リ

扨テ中門ノ外ニ流アリ　石ノ橋有ココニ少シノタマリアリ

此所ヨリ一ノ鳥井迄三百間余アリ

左右杉ノ並木アリ　左之方ニ護摩堂有リ

ツヅキニ本坊有リ号乾向山東隆寺ト　別当ノ房ナリ

此ノ向ニ社僧三宇アリ　成就院平福院大乗院徳源院是也

扨又鳥井甚ダ大鳥井ナリ　十間前ヨリ笠木ヲ見上ルニ頭ノ上ニヲキタル物ウシロヘ落ルト云

鳥井額ハ青蓮院之准后尊純法親王筆勢ヲ振テ書賜フ

サテ又鳥井左ノ方ニ神馬殿アリ　馬アツカリノ屋敷其後ロニ有リ

鳥井左ノ前左右広庭ナリ　左ノ方ニ下馬札アリ

別当ハ前大僧正天海之御弟子淳光院ト云僧ヲ叡山ヨリ請シ下シスエラル

社務ハ当国牛頭天皇ノ神職永井外記ヲ神主ニ定メラル　鳥井外町屋ノ中程ニ屋敷有リ

此者ハ古ヨリ当国ニ住シ牛頭天皇十頭長田之三社ニ仕テ先祖代々邑美郡栗谷ノ奥ニ住シケルガ此所ヨリ流出ル川ヲ栗谷川ト云　此川ヨリ北ノ方ヲ長田大明神ノ氏地トシ川ヨリ南ヲ天皇ノ氏地ト定ム

池田備中守長吉当城之主タリシトキ御嫡男城内ニテ出生アリシカバ長田

惣門ヨリ神前マテノ路ハ石ヲタタミ中ニ敷谷奥ヨリ流ルル沢水ヲ請御手濯ノ池ヲ神楽所ノ側ニ設ク

前後山高クソヒエタルニ数万本ノ松ヲ栽ラレケレハ近年ノ内ニ深林トナル

路ノ両方ヲ挟ミテ色々ノ桜ヲ二三百本植ラルル

春二三月ノ比ニ至テハランマント咲ミタレ参詣ノ人ノ袂ノ上ニ雪チリカ

色々ニサヒシキタル門也

此門ノ左右石燈篭アリ

当府ノ重臣献上ナリ左ノ如シ

（燈籠の絵「慶安三年／庚寅四月十七日／各」）

左ノ方ニ二ツ　荒尾主計頭宣就

同二ツ　津田筑後守元茂

同二ツ　乾長十郎

同一ツ　池田掃部助長重

同一ツ　池田日向守之政

同一ツ　菅長太郎

同一ツ　矢野兵庫頭正綱

右ノ方ニ二ツ　荒尾大和守成直

同二ツ　和田飛騨守三信

同二ツ　鵜殿大隅守長之

同一ツ　池田大蔵少輔辰政

同一ツ　池田圖書頭政広

同一ツ　福田和泉守久隆

同一ツ　安養寺淡路守政景

以上十四人

随神門之前神楽堂アリ此ノ後ロニ谷川ノ流アリ　参詣之貴賤手水口ヲススグ所アリ　川ノ向弁天堂アリ　川ニハ橋ヲ掛タリ

随神門ノ左リ松林之内ニ御神具之蔵有リ　扨テ随神門ヨリ中ノ門迄百間余敷石也

左右ニ色々ノ桜木アリ

二三月ノ比ニハ花爛漫トサキ乱レ諸人絶詠帰事ヲワスルルガ如シ

鍛冶番匠葺師大鋸引等多ク集リ道々ノ工ヲ勤ケル程ニ日々ニ仕出事限ナシ
本社ヲハ欅ヲ以テ白木ニテ立ラレタリ
此良材ヲ尋ラレケルニ知頭郡ニ於テ希異ノ巨材ヲ取出ス
是ヲ切用ヒラレケルニ木ノ切口指ハタシ壱丈アリケルトカヤ
是ヲ破砕用ケレバ余ノ木ヲマジエズ本社ニ全用テ猶余リシ程ノ大木トカヤ
工匠共力ヲ尽シテ急キケル程ニ成風運斤ノ功速ニシテ数ノ殿宇出来ケリ
本社拝殿ヲ先トシテ本地堂護摩堂宝蔵御供所神楽堂楼門惣門ニ至ルマテ
玉ヲミカキ金ヲ鏤メアタリ輝ク計也
本社ハ南向ニ立ラレ所ハ山ノ高ミナレハ石ノ階ヲタタミテ路トセリ

---

鍛冶番匠葺師大鋸引ノ工ナツテ不日成就シタリケル
御本社白木作リ屋根ハヒワダブキニゾアリケル
此ノ御本社之財木ハ知頭郡ヨリ希異ノ巨材ヲ取出ス
欅ノ大木ニテ切口サシハタシ一丈余アリ
是ヲ破砕用ケレバヨノ木ヲ交ヘズ本社ノ全用猶余リ有トゾキコヘシ

扨御本社前ニ門アリカラ門ト号　左右後口皆石ノ玉垣也
三間四面ノ拝殿アリ
カラ門ト拝殿ノ間ニ切石ヲ敷上ニ掛橋有リ祭礼ノ時此掛橋ニ神輿ヲカザル
拝殿白木作リ四方縁　拝殿内ナケシノ上ニ哥仙アリ
絵ハ狩野探幽法眼ウタハ尊純法親王之御筆ナリ　①
御本社ニ向テ右ニ堂アリ　御本地堂也
左ニ堂アリ　行者堂也
神輿堂ハ御本地堂之後口ニアリ
御本社ノ前左右ニ石之燈篭アリ　国主御長男新五郎君御奉納也
拝殿之前ニ手水鉢アリ　清水ハキ出テ常ニ水ヲタタヘタリ
是ハ荒尾但馬守成利献上也
拝殿ノ前ニ門有リ　平重門也
左玉垣高石垣ノ上ニ立ツ
平重門ノ前石ダン也
石ダンノ前三十間ヲヒテ随神門アリ

幡民談』の記事を骨格として、建築物等の詳細や藩士・佐分利軍兵衛の婆娑羅ぶり、初代別当淳光院についての疑義などを追記したもののように思われる。そのため、当該項目の比較によって、『庫中隠見録』の編纂意図について、ある程度明示できるものと考え、以下のように、本文の対比を試みた。行順を入れ替えることはしなかったが、該当行が対照できるよう、空行を設けた。また、前後する段落については、矢印・番号などでその旨を図示した。

## 三．本文の比較

### 大雲院本『因幡民談記』

東照権現宮勧請同祭礼之事

慶安二年己丑歳光仲公東照太権現ノ廟社ヲ当国ニ勧請シ玉ハント思立玉ヒ此旨ヲ幕下ヘ被言上御許ノ旨ヲ得給フ処ニ別無事択地勧請可申由被仰出シカハ大悦不斜早々家臣ソレゾレノ役言付興行シ給フ

併大営ナレバ俄ニ難事行普請等成就来年遷宮有ヘシトノ催ナリ

所ハ当府栗谷ニトノ事ニテ此所ヲ取立ラレケレ共分内狭シトテ所ナリ善地ヲ尋ラレケルカ昔ノ大日ノ谷地広ク谷奥深ク山聳物静ナル地ナレハ此所ヲ用ヒラレケル

此所往古ニハ古キ寺ナトアリケルトカヤ

其後ハ荒墟トナリ田畑沼沢ナト有ケレハ地面不平山ニハ棒莽谷ヲ塞岩磽确トシテ路ニ横ハル

人夫ヲ駆催諸奉行ヲ付是ヲ経営ス

或ハ土ヲ運ヒ地ヲ平ニシ石ヲ破テ甃(イシダタミ)トシ山ヲ崩シテ廟地ヲ広メ沢ヲ埋テ広前トス

邪々許々ノ声ヲ揚テヲメキ叫ヘハ山ヒコニ響テ夥シ

一方にあって一方にない文面はゴチック体とし、挿入箇所の異なる文面は□で囲って矢印や番号で指示した。

### 大雲院本『庫中隠見録』

東照宮御勧請同祭礼之事

慶安二年己丑歳東照宮御廟社当国ニ御勧請被成旨幕府ヘ御伺アリシカバ択地テ勧請可致旨被仰出シカハ不斜御悦アツテ急キ大営可被行トテ寺島四郎左衛門惣奉行トシテ清地ヲ択ミケルニ城山ノ東シ栗谷可然トテ既ニ人夫ヲ掛ヶ谷ヲ切開ントセラレシカ共此谷左右山峻シク中狭マケレバ亦変替アツテ邑美郡王子カ谷其ノ地ニ被定

数百人之夫ヲ掛ケ日々大石ヲハコビ出シ経営アル或ハ山ヲ崩シ地ヲ平シ石ヲ破テ甃トシテ廟地ヲ広ケ沢ヲ埋テ広前トス

人夫ノヲメキ叫ブ声山ヒコニ響キテ夥シ

【報告3】

# 『庫中隠見録』の「東照宮御勧請御祭礼」記事

## ―資料的性格とその特色―

佐々木　孝文（鳥取市教育委員会文化財課）

### 一．東照宮別当寺院大雲院所蔵の『庫中隠見録』について

鳥取市立川町に現存する天台宗寺院・乾向山東隆寺大雲院は、本来は江戸時代を通じて因幡東照宮門前に所在した東照宮別当寺院であり、現在地は明治以降の神仏分離に伴い移転した場所（末寺・霊光院の本堂をそのまま現在の本堂としている）である。

鳥取市では平成二十九年度から大雲院の資料調査を順次行っており、平成三十年度からは国・県の補助事業として調査委員会を設置し、総合調査を実施している。この調査についてはすでに報告書【一】歴史資料編（令和四年度）・報告書【二―一】美術工芸作品編（絵画・彫刻の部）（令和五年度）を刊行して成果を公表しており、引き続き【三】典籍・書籍及び歴史資料補遺編（令和六年度）・【二―二】美術工芸作品編（工芸・染織作品の部）を刊行する見込みである。

今回紹介する資料は、大雲院の書籍資料に含まれる、鳥取藩主及び藩士に係る歴史書・『庫中隠見録』である。同書は、鳥取郷土選書第十編『郷土文献解題』によれば「文化・文政頃」の成立で、池田家や家老の代々の事績、鳥取藩の軍備、東照宮の祭礼のほか、池田光仲の人となりや家来の行状にまつわる逸話を集めている点に特色があるという。

ただし、伝来本はあまり多くなく、鳥取県立図書館本（乾坤一冊・嘉永元年・野間資範写・「郷土文献解題」の本）、鳥取県立博物館鳥取藩政資料本（乾坤一冊）のほか、東京国立博物館本（一冊・『池田家庫中隠見録』・弘化三年写本・徳川宗敬氏寄贈資料）・北海学園大学付属図書館北駕文庫本（一冊）・正宗文庫本（一冊・天保十五年・奥田成績写）の全五種が知られるのみである。

なお、大雲院本と北駕文庫本以外の諸本は、国書データベース、とっとりデジタルコレクション、東京国立博物館デジタルコレクションでそれぞれ画像の閲覧が可能である。

鳥取地域の地域史研究において良質な二次資料とされる岡島正義『鳥府志』においても、本書は小泉友賢『因幡民談』等と並ぶ典拠として引用されている（そのため、本書の成立が『鳥府志』に先行することは確認できる）。

今回取り上げた大雲院所蔵の一書は、全編を一冊とする他の写本と違い、乾坤二冊で構成されており、やや原本に近いものと思われる（乾・坤巻の装丁が異なる点、若干の留保は考え得るにせよ）。

また、本書は『因幡民談』などの「外典」を集めた慳貪箱に収められており、江戸時代の大雲院が寺務・宗務に関わる書籍や漢籍以外に、地域や藩主家の歴史に関わる集書を行っていたことがわかる。

### 二．『因幡民談』との「東照宮御勧請御祭礼」記事の比較

おそらくは文化年間頃に『鳥府志』に先行して編纂された『庫中隠見録』であるが、その記述内容はむしろ池田光仲時代までを対象としており、しかも、光仲本人やその近臣たちについての詳細なエピソード記録となっている。書題からは古記録を隠見して編纂したように思われるが、実際には「宿直ばなし」（聞き書き体の野史）のような内容となっている。鳥取藩には『雪窓夜話』『因府夜話』などこの類書が数種伝わっているが、『隠見録』は話の内容と著作年代が大きく離れていることから、話者からの採録ではなく典拠にもとづく記述と考えられる。たまたま、『庫中隠見録』にも、『因幡民談』の「東照宮勧請」と「初回の東照宮祭礼」についての長文が掲載されている。一読したところ、『庫中隠見録』の記述は、『因

## 執 筆 者

【報告１】

藤堂高虎と二人の正室久芳院と松寿院

谷 本 進 （養父市教育委員会歴史文化財課）

【報告２】

宝隆院庭園における３Ｄ測量検討レポート

狩 野 芳 子 （合同会社二馬力）

【報告３】

『庫中隠見録』の「東照宮御勧請御祭礼」記事

佐 々 木 孝 文 （鳥取市教育委員会文化財課）


**鳥取城調査研究年報**
第18号

| | |
|---|---|
| 発 行 | 令和７年(2025)３月31日 |
| 編 集 | 鳥取市教育委員会文化財課<br>鳥取県鳥取市幸町71番地<br>〒680-8571 電話(0857)30-8421 |
| 印 刷 | 有限会社 蛍光社<br>鳥取県鳥取市青葉町２丁目212<br>〒680-0802 電話(0857)22-5565 |